

<p>○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第三十七号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「指導監査室」の下に「及び被災者生活支援室」を加える。

第二十七条第一項第八号中「こと」の下に「（保健福祉課被災者生活支援室の分掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 保健福祉課被災者生活支援室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の施行に関すること。
 - 二 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の施行に関すること。
 - 三 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の施行に関すること。
 - 四 応急仮設住宅に関すること（住宅課の分掌に属するものを除く。）。
 - 五 その他他課の分掌に属しない被災者の生活の支援に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。